

毎月15日までの会費集金
にご協力をお願いします。
会計 山崎孝亀

春日井民商だより

春日井民主商工会発行
TEL 0568-81-1482
FAX 0568-81-9756
http://kasugaiminsyo.st1.jp



危険なインボイス制度 反対の声をあげよう！

インボイスの例

請求書	
(6) (株)〇〇御中	
××年11月分	
11/1 牛肉 ※	5,400円
(2) 11/2 小麦粉 ※ (3)	2,160円
⋮	⋮
11/30 ビール	6,600円
※ 軽減税率対象 (3)	
合計 87,200円	
うち消費税 7,200円	
(4) (10%対象 40,000円)	(5) 消費税 4,000円)
(8%対象 40,000円)	消費税 3,200円)
(1) 登録番号 T124567890123	

<インボイス(適格請求書)に記載が義務付けられる項目>

- (1) 適格請求書発行事業者の氏名または名称および登録番号
- (2) 取引年月日
- (3) 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- (4) 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜または税込)および適用税率
- (5) 税率ごとに区分した消費税額など(端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ)
- (6) 書類の交付を受ける事業者の氏名または名称

不適格な適格請求書を発行すると罰則(1年以下の懲役または50万円以下の罰金)があります。



いしませ。皆さん
の協力をお願い
します。

今こそ、運動を強め、声を上げることで消費税率引き下げ・廃止、インボイス制度を廃止に追い込みましょう。皆さんのご協力をお願いします。



2023年10月に消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が導入されるまで2年半を切りました。今年10月からはインボイスを交付することのできる適格請求書発行事業者の登録申請書の受付が始まります。
インボイス制度とは?
インボイスとは、簡単にいうと、左図のように適用税率・消費税額など6項目を記載した請求書・領収書のようなものです。
このインボイスは誰でも発行できるものではなく、登録申請を行った上で「登録番号」の記載が必要です。登録ができるのは課税業者のみで、免税業者は登録ができないので登録番号を記載できず、インボイスを発行できません。いわゆるインボイスを発行した

業者には罰則もあります。
インボイスの狙いと問題点
インボイス導入の背景には、複数税率導入に伴い消費税額を正確に把握させる目的がありますが、免税業者を課税業者に転換させる狙いもあります。
課税業者は、原則として売上にかかる消費税から仕入れや経費にかかる消費税を引いた差額を納税します。
ところが、インボイスが導入されると、インボイスを保存していることがその要件となります(ただし経過措置あり)。このため、インボイスを発行できない免税業者への支払いは、消費税の計算上は経費とみなされなくなってしまうのです(所得税の計算では経費にできません)。

免税業者にとっては死活問題
つまり、課税業者にとっては、免税業者との取引があると消費税の納税額が増えることになります。このため課税業者が取引から排除される可能性がでてきます。
また、免税業者も取引から排除されないために、やむなくインボイスの発行事業者登録(課税業者となる)をしなければならなくなる可能性もあります。
全国で500万人といわれる免税業者にとっては死活問題です。
インボイス制度導入反対・消費税廃止の運動をつよめよう
新型コロナウイルス感染拡大が続いています。多くの中小自営業者が売り上げの減少に苦しんでいます。このようななかで、消費税率の引き下げが多くの中小業者の共通の要求となりつつあります。

おしらせ

4月20日(火)は、事務局長会議と労働保険研修会が重なるため、事務局長・事務局員とも一日不在です。事務所にご用のある方は別の日をお願いします。